

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 基本方針

当社は、企業の健全性を確保し企業価値の増大を図るためにも、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要課題だと認識しております。当社グループのコーポレートガバナンスの根幹は株主利益の追求と保護にあります。また、株主の皆様の意見等を経営に迅速に反映させるとともに、株主の皆様への速やかな情報開示が公平で透明な経営を行ううえで重要な要素となると考えております。

(2) 会社の機関

当社は監査役制度を実施しております。現在は社外監査役4名を含む5名で監査役会を構成し、会社経営及び業務執行に対する適正な監査を行っております。また、経営の監視機能面の強化を図るため、社外取締役を2名選任し、コーポレートガバナンス体制の充実・強化に努めております。

(3) 外部機関による牽制

当社は会計監査人による監査により、適正な会計の確保及び経営の透明性の向上に努めるとともに、顧問弁護士、顧問税理士による適宜な助言・指導により、適正・適法な会社運営及び業務遂行に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】(議決権の電子行使の環境づくりと招集通知の英訳)

株主・投資家の皆様のご意見などを参考にし、議決権の電子行使を可能とするための環境作りは今後検討してまいります。また、招集通知の英訳に関しましては、現在当社の海外投資家比率は相対的に低いとみて行っておりませんが、その推移によっては今後検討を行う事と致します。

【補充原則3-1-2】(英語での情報開示)

現状は海外投資家比率が少ない為行っておりませんが、今後同比率が高まれば英語での開示も検討してまいります。

【原則4-6】(経営の監督と執行)

今年より社外取締役2名を選任しており、また監査役会設置会社として監査役・監査役会(社内1名、社外4名)による取締役の職務執行の監視が十分に機能していると判断しています。従って、現時点では業務執行に携わらない取締役を選任しておりません。なお、今後さらに客観的な経営の監督の実効性を確保する観点で、非業務執行取締役の選任については検討していくことと致します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(いわゆる政策保有株式)

当社は、事業戦略、取引関係などを総合的に勘案し、合理性がある場合に限り政策保有株式を保有する場合があります。政策保有株式を保有する場合は、そのリターンとリスクを踏まえて、政策保有株式の保有目的・合理性について、取締役会において検証します。また、政策保有株式に係る議決権の行使については、当該企業の企業価値向上に資する観点で適切に判断することとしております。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者間の取引について、会社法及び取締役会規程に基づき、取締役は取締役会の承認を得た場合を除き、当社グループとの関係における利益相反取引及び競争取引を行ってはならないものとしております。また、取締役はそれらの取引につき、取締役会に報告しなければならぬものとしております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1) 経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、社会に貢献するという考えのもと、ファブレスメーカーとして海外の良い商品を納得価格で提供することで、常にお客様に満足していただけるように心掛けております。また、当社は、配当と自己株買回しによる積極的な株主還元策や、決算の早期発表など、株主・顧客をはじめとするステークホルダーの皆様のご理解と共感を得られるような開かれた経営を実践し、企業価値の向上に努めております。

なお、当社では建設業界は変動の波が大きく、また、為替の変動の影響も大きいいため、現在は中期経営計画の開示は行っておりません。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

役員の報酬は、役員としての職務内容・実務実績・業績評価等を総合的に勘案し、社外取締役が参加する取締役会で、適切な額を決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名につきましては、各役職に求められる役割を適切に遂行することができる知識・経験及び能力並びに当社における貢献度(実績)等を勘案し、社長、副社長の協議を経て取締役会で選任しております。また、社外取締役については独立性と豊富な経営経験を、社外監査役については独立性と専門性を重視して選任しております。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役及び監査役候補者の経歴、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】(経営陣への委任範囲の概要)
取締役会は、法令、定款に定めのある事項や取締役会規程に記載の重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況に関して監督を行っております。また、取締役会で決定すべき事項とされている事項以外に関する意思決定及びその執行は、業務執行レベルの意思決定機関である経営会議を定期的及び必要に応じ随時開催し、各業務に係わる事項に関して、素早い意思決定を行うこととしております。

【原則4-8】(独立社外取締役の有効な活用)
当社は、2015年6月開催の定時株主総会において、企業価値向上に寄与できる能力と経験を備えた独立社外取締役を2名選任しました。両名とも社外取締役として各取締役や監査役、経営陣と適宜意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。

【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)
当社は、独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所に定める独立性基準に合致していることを前提とし、人格・見識が優れ、豊富な経験・実績を有し、当社経営に対して独立した立場からの確に助言と監督をなしうる資質を有すると判断できることとしております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の構成等に関する考え方)
当社は、2015年6月開催の定時株主総会において、定款の一部を変更し、取締役の員数を従来の7名以内から10名以内に改め、複数の社外取締役を含め多様な人材を選任できるようにいたしました。その上で、事業の内容、規模等に照らし、取締役会の機能が効率的・効果的に発揮される適切な員数で運営して参ります。

【補充原則4-11-2】(取締役会・監査役会の兼任状況)
当社役員の他社の兼務状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等で開示しております。また、社外取締役及び社外監査役につきましては、当社の業務に支障がないことを確認しております。

【補充原則4-11-3】(取締役会の実効性についての分析・評価)
取締役会の実効性評価については、今後、取締役会の機能を向上させる観点から、評価の方法も含め、検討してまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役のトレーニング)
当社は、取締役及び監査役がその役割を果たすために必要な当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して適宜情報を提供し、それらについて研鑽を積んでいただいております。また、当社事業への理解を深めてもらうためにセミナー、倉庫や加工所の視察も必要に応じて実施しております。

【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)
当社は、株主の皆様との建設的な対話を促進し、当社の経営方針や経営状態を分かりやすく説明し、株主の皆様のご理解が得られるように努めてまいります。機関投資家を含めた株主の皆様との対話は基本的に社長が主となり経理部門及び総務部門と連携しながら対応しております。個別面談以外では、四半期毎の決算説明会を行っており、また個人投資家向け説明会も不定期ながら実施しております。決算説明会や機関投資家からの意見は必要に応じて取締役会等で報告し情報を共有しております。また、インサイダー取引防止規程を作成し、遵守に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社不二総業	8,273,862	30.75
山形 雅之助	753,576	2.80
藪田 雅子	709,368	2.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	515,500	1.91
有限会社山形兄弟	483,000	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	469,800	1.74
山形 吉之助	458,010	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	419,300	1.55
山形 雅二	382,056	1.41
山形 和子	363,974	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

||
||
||

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮内 一彦	他の会社の出身者											
石田 哲男	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮内 一彦	○	独立性を有し、会社との特別な利害関係なし	その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験に基づき適切な助言を得られると判断したため。また、社外取締役として独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
石田 哲男	○	独立性を有し、会社との特別な利害関係なし	長年経営に携わられた豊富な経験と高い見識に基づき適切な助言を得られると判断したため。また、社外取締役として独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	6名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人による監査実施期間中を中心に、監査及び内部統制に対する意見交換など、情報交換に努めております。常勤監査役と内部監査室は常に情報交換を行い、内部統制システムの整備・運用に係る監査を中心に、内部監査室と連携しながら監査業務を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
勝部 和男	他の会社の出身者													
廣川 昭廣	税理士													
苫米地 邦男	税理士													
高橋和彦	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝部 和男	○	独立性を有し、会社との特別な利害関係なし	他社において監査役としての経験があり、また、社外監査役として独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため。
廣川 昭廣	○	独立性を有し、会社との特別な利害関係なし	税理士の資格を有することから財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から社外監査役としての役割を遂行することが期待できるため。また、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため。
苫米地 邦男	○	独立性を有し、会社との特別な利害関係なし	税理士の資格を有することから財務・会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から社外監査役としての役割を遂行することが期待できるため。また、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため。
			税理士の資格を有することから財務・会計に関

高橋和彦	○	独立性を有し、会社との特別な利害関係なし	する相当程度の知見を有しており、専門的見地から社外監査役としての役割を遂行することが期待できるため。また、独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるため。
------	---	----------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

平成14年6月27日定時株主総会にて全社員を対象にストック・オプションを導入しましたが、行使期間は終了し、現在、新たなストック・オプションの導入は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成27年3月期事業年度の取締役及び監査役への報酬等の総額は、取締役への報酬は103百万円(5名)、監査役への報酬は10百万円(5名)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役のサポートする部門は特に設置しておりませんが、管理部門(総務部、経理部)が必要に応じサポートを行い、効率的な監査の遂行が出来るようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(経営の意思決定機関)
経営の意思決定機関として取締役会を開催し、経営の重要事項等に関して適格かつ迅速な意思決定を行っております。また、より機動的かつ効率的な業務執行を行うために、執行役員制度を採っております。なお、取締役の任期は1年としております。

(監査体制及び監査の機能強化に向けた取り組み)
当社は監査役設置会社を採用しております。現在監査役5名のうち、4名は会社との利害関係がない独立した社外監査役であり、月1回の監査役会の開催と、取締役会等への助言等により、経営全般に関する監査を行っております。また、社外監査役の選任には専門性や独立性を重視して選任しており、これにより監査体制の機能強化に努めております。

(社外取締役)
経営の監視機能面の強化を図るため、社外取締役を2名選任し、コーポレートガバナンス体制の充実・強化に努めております。

(会計監査人に関する事項)
会計監査人につきましては、平成21年6月26日開催の第36期定時株主総会の決議により、監査法人A&Aパートナーズが当社の会計監査人に就任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在監査役5名のうち4名が社外監査役であり、経営及び会社業務執行に対する監査を行っております。社外監査役は全員が会社との利害関係がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した役員であります。また、経営の監視機能面の強化を図るため、社外取締役を2名選任し、コーポレートガバナンス体制の充実・強化に努めております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長自らの説明により、四半期ごとに決算説明会またはスモールミーティングを行っており、またそれ以外でも必要に応じて個別ミーティング等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、ニュースリリース等の開示。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	投資家の方への速やかな情報開示を重視し、迅速な決算開示に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループのコンプライアンスを含めた内部統制全体を運用するため、内部監査室がグループ各社の業務監査を実施することにより、当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守の強化に努めることとします。併せて、経営企画室主導にて全社員で業務マニュアルの作成、見直しを行い、この業務マニュアル作成を通してコンプライアンス意識の徹底を全社員の問題として捉えることができるよう、働きかけています。内部監査室の監査においては、この業務マニュアルどおりに行われているか、特に決裁者と責任の所在がどこにあるか、報告、承認のプロセスはきちんとマニュアルどおりされているかモニタリングし、これにより、当社グループのコンプライアンスの強化に努めることとします。

また、当社グループではホットラインを整備し、役員及び社員等が、グループ各社内においてコンプライアンス違反行為が行われたとき、あるいは行われようとしているときには、当社の代表取締役社長、常勤監査役、または社外の弁護士等に通報しなければならないと定めるものとします。なお、この際、会社は通報者に対して一切不利益な取扱いをせず、情報内容を秘守するものとします。更には、反社会的勢力との関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、警察、弁護士等と緊密に連携し毅然と対応するものとし、当社グループの役員及び社員に対してその徹底を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループにおける社内規程及び法令に基づき、文書等の保存を行うものとします。また、取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書取扱規程、文書の保存期間規程、公示送達の手順書に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、保存期間は文書の保存期間規程によるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

当社グループでは、グループ各社各部門の長及び責任者は、それぞれ自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるマネジメント状況を監督し定期的に見直すものとします。また、リスク対応内部統制委員会を設置し、グループ各社も含めた適切なリスク管理が行える体制とします。また、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えることとします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、代表取締役社長を中心に、当社グループ各社も含めた重要事項の決定を行うと同時に、業務執行状況に関して共有し、監督するものとします。また、経営効率の向上を図るため、定期的及び必要に応じて随時経営会議を行い、各業務に係る事項に関して、素早い意思決定を行う体制をとることとし、更に情報の共有により、経営戦略の改善や今後の経営方針についての議論を行い、グループ全体の短期及び中長期の経営計画を策定するものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、月に1回行われる営業会議等に、グループ各社の経営幹部も出席し、報告及び意見交換を行っており、これによりグループとしての経営方針を共有し、各社ともこれに沿った経営を行っております。また、内部監査室はグループ各社の内部監査を実施します。

(6) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築するとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととします。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は存在しておりませんが、使用人が必要となった場合には、必要に応じて業務を補助する使用人を置くこととします。また、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合には、監査役に係る業務を優先して従事することとします。なお、この人事に関しては、取締役及び監査役との間で意見交換を行うものとします。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、当社グループの各部門責任者及び内部監査室から必要に応じてその活動状況の報告を受けることができます。また、当社グループの役員及び社員等は当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実及びその他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査役に報告するとともに、報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととします。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、円滑に当該費用等を処理し得る体制とします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、当社グループの重要な会議に出席できるとともに、稟議書等業務に係る重要な書類をいつでも閲覧することができるものとします。また、監査役は、内部監査室と適宜情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針とその整備状況

当社は、法令順守及び社会的規範に基づき、反社会的勢力や団体との取引関係の排除並びにその他一切の関係を持たないことは企業の社会的責務と認識し、これら反社会的勢力からの不当な請求等に対しては毅然とした態度で臨むこととしております。

反社会的勢力との関係を遮断するために社内のコンプライアンス強化に努めるほか、外部専門機関(社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会)への参加を通じた反社会勢力に関する情報の収集・管理に努めるとともに、有事の際には躊躇なく連絡・相談して適時適切な対応・措置が取れるように努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、当社の企業価値の向上並びに株主共同の利益の確保を目的として、平成19年6月28日開催の定時株主総会において、当社株式の大規模な買付行為への対応方針（以下、「本ルール」という。）を導入しましたが、本ルールが平成22年6月29日開催の当社第37期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が終了することに伴い、本ルールを継続しないことを決議いたしました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：コーポレートガバナンス模式図】



